

厚岸町規則第45号

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第24条中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

新たに会計年度任用職員となった者は、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年厚岸町条例第3号）第2条第1項の規定に基づき、同条例別記様式による宣誓書を任命権者に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会計年度任用職員については、前項の規定による宣誓を行ったものとみなす。

- (1) 任期の満了により退職した後に、翌年度において、再度任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員
- (2) 任期の満了により退職した後に、同一年度内において、再度任用された会計年度任用職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。